



金 沢 市 公 報

号外第16号

平成28年(2016年)5月25日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次	ページ
●公 告	
○都市計画法の規定に基づく都市計画の変更に ついて	(都市計画課) 1

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告します。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について意見のある金沢市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに金沢市に対して意見書を提出することができます。

平成28年5月25日

金沢市長 山 野 之 義

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	縦覧場所	縦覧期間	備 考
	金沢市鈴見町郡家山、もりの里2丁目、もりの里3丁目及び若松町南の全部並びに上若松町、鈴見台1丁目、田上町、もりの里1丁目、若松町（南を除く。）及び若松町3丁目の各一部			金沢市若松・鈴見地区
	金沢市鞍月4丁目、鞍月5丁目、戸水1丁目、戸水2丁目及び湊4丁目の各一部			鞍月地区金沢駅港線
	金沢市大友町八、大友1丁目、大友2丁目、鞍月5丁目、御供田町イ及び戸水1丁目の各一部			鞍月東地区
	金沢市鞍月3丁目の全部並びに鞍月4丁目及び戸水2丁目の各一部			鞍月西地区
	金沢市石引4丁目の一部			石引4丁目地区
	金沢市上安原1丁目及び中屋2丁目の全部並びに上安原町、上安原2丁目、中屋1丁目、福増町南及び北並びにみどり3丁目の各一部			安原中央地区
	金沢市福久1丁目及び福久2丁目の全部			福久町東部地区
	金沢市田上さくら1丁目、田上さくら2丁目、田上さくら3丁目、田上の里1丁目及び田上の里2丁目の全部並びに田上町二及び神、田上本町4丁目並びにもりの里1丁目の各一部			田上第五地区
	金沢市朝霧台1丁目、朝霧台2丁目、			

金 沢 都 市 計 画 地 区 計 画	田上本町1丁目、田上本町2丁目及び田上本町3丁目の全部並びに田上町レ、ナ、ラ及び神、田上1丁目、田上本町並びに田上本町4丁目の各一部	金 沢 市 都 市 整 備 局 都 市 計 画 課	平成28年5月25日から 同年6月8日まで	田上本町地区
	金沢市畝田東2丁目、畝田東3丁目、畝田東4丁目、畝田中2丁目、畝田中3丁目、畝田中4丁目、畝田西3丁目、鞍月3丁目、寺中町ホ及び無量寺4丁目の各一部			金沢西部第二地区
	金沢市八日市出町の一部			八日市出町地区
	金沢市松村3丁目の全部並びに松村4丁目及び松村7丁目の各一部			松村第二地区
	金沢市大桑1丁目、大桑2丁目及び大桑3丁目の全部			大桑第三地区
	金沢市大桑町、長坂町、長坂1丁目、長坂2丁目及び野田町の各一部			野田地区
	金沢市三池栄町の全部及び三池新町の一部			三池高柳地区
	金沢市三口町土の全部並びに三口町木及び金の各一部			三口第二地区
	金沢市いなほ1丁目及びいなほ2丁目の全部			いなほ工業団地地区
	金沢市桂町イ、木曳野1丁目、木曳野2丁目、木曳野3丁目及び木曳野4丁目の各一部			木曳野地区
	金沢市示野町チ、戸板3丁目、戸板4丁目及び戸板西2丁目の全部並びに桜田町1丁目、示野町口、ハ及びト、戸板1丁目、戸板2丁目、戸板5丁目、戸板西1丁目、薬師堂町イ及びロ並びに若宮町チの各一部			戸板第二地区
	金沢市かたつの全部			かたつ工業団地地区
	金沢市無量寺町ハ、無量寺4丁目及び無量寺5丁目の各一部			無量寺第二地区
	金沢市片町1丁目及び豎町の各一部			豎町商店街地区
	金沢市小坂町、高柳町及び三池町の各一部			東金沢イースト地区
	金沢市小坂町西及び鳴和町の各一部			サンシャイン鳴和地区
	金沢市福久町ハ及び南森本町ニの各一部			南森本地区
	金沢市磯部町、乙丸町及び高柳町の各一部			イータウンかなざわ地区
	金沢市大河端町及び須崎町の各一部			大河端地区
	金沢市近岡町、問屋町3丁目、直江町及び直江北1丁目の各一部			副都心北部直江地区

金沢市大友3丁目の全部並びに大友町八、大友1丁目、大友2丁目及び南新保町りの各一部	副都心北部大友地区
金沢市米泉町10丁目の一部	米泉町10丁目地区
金沢市河原市町の一部	金沢森本インター工業団地地区
金沢市福久町ホの一部	福久町地区
金沢市二口町八及び若宮町チの各一部	旧戸板小学校地区

平成28年(2016年)5月25日	印刷	発行人	金 沢 市
平成28年(2016年)5月25日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄